

鈴鹿市まちづくり活動補償制度について

鈴鹿市 地域振興部 地域協働課

TEL 382-8695(直通)

FAX 382-2214

1 制度の趣旨

本市では、さまざまな分野で自主的に組織された団体等による公益活動が行われています。これらの活動を行う上では安全対策に十分配慮することが必要ですが、対策を講じたにも関わらず不測の事故が発生する可能性があります。

このことから、団体等が安心して公益活動に参加できるとともに、活動のさらなる活性化を目的とし、鈴鹿市まちづくり活動補償制度を運営します。本制度は市が保険会社と契約し、発生した損害に対する賠償保険やお見舞金の制度を準備しています。

2 制度の概要

(1)名称 鈴鹿市まちづくり活動補償制度(平成30年4月制度開始)

(2)以下の内容は、令和5年4月1日午後 4 時から適用開始されます。

(3)対象となる活動

①以下の4つの要件を全て満たす活動

- ① 市内に活動拠点を置く、自主的に組織された団体が行う活動
- ② 無報酬の活動(交通費等の実費弁償程度は無報酬とみなします。)
- ③ 公益性のある活動
- ④ 計画的・継続的に行われる活動

◇◆◇ 対象となるまちづくり活動事例 ◇◆◇

- ・ 地域社会活動(自治会活動, 地域づくり協議会活動, 交通安全活動, 防災活動, 防犯活動, 清掃活動(道路や河川などの公共的な清掃活動など)
- ・ 青少年健全育成活動(青少年指導や育成活動, 非行防止活動, 不登校児支援など)
- ・ 社会福祉活動(社会福祉施設等への協力活動, 高齢者福祉活動, 子育て支援活動, 障がい者福祉活動など)
- ・ 社会教育, 生涯学習活動(社会教育活動, 文化振興活動, スポーツ振興活動など)

(4)対象とならない活動

- ・ 政治や宗教, 営利を目的とした活動
- ・ 自助活動や懇親を目的とした活動
- ・ 鈴鹿市が加入する全国市長会損害保険の適用を受けるもの
- ・ 国・県・市などから委託を受けた活動

(5)対象事故と対象者

対象事故	対象者
傷害事故	団体の代表者, スタッフ, 参加者※, 個人ボランティア活動者
特定疾病事故	団体の代表者, スタッフ, 参加者※, 個人ボランティア活動者
一般疾病事故	団体の代表者, スタッフ, 参加者※, 個人ボランティア活動者
賠償責任事故	団体, 団体の代表者, スタッフ, 個人ボランティア活動者

※この場合の「参加者」はまちづくり活動に携わる方を指しており、イベントや行事の来場者、観覧者及びまちづくり活動によって生じる利益を単に受益する者は除きます。

(6)事前の準備物

- ・ 団体としての活動の場合は、活動の目的や趣旨を明確化しているもの(規約・会則等)、活動計画、名簿を備えている必要があります。
- ・ 個人ボランティア活動者が賠償責任事故の補償適用を受ける場合は、事前に市の名簿へ登録する必要がありますので、各担当部署へご連絡ください。

(7)補償の種類

①傷害事故

活動中(自宅と活動場所との通常の合理的な往復経路を含む)に発生した事故により負傷した場合(熱中症又は細菌性食中毒・ウイルス性食中毒を含みます)

補償の種類	支給事由	補償額
死亡補償	事故発生日から180日以内に死亡した場合	200万円/1名
後遺障害補償	事故を原因として、事故発生日から180日以内に後遺障害が生じた場合	死亡補償に、障害の程度に応じた率を乗じた額
入院補償	事故を原因として入院した場合(事故発生日から180日以内の間に限る)	日額 3000円/1名
手術補償	入院補償を受ける場合において、その治療のために手術を受けた場合	入院補償日額に、手術の種類に応じた率を乗じた額
通院補償	事故を原因として通院した場合(事故発生日から180日以内の間に限るものとし、その間において90日を限度とする)	日額 2000円/1名

②疾病事故

補償の種類	支給事由	補償額
特定疾病弔慰金	事故によらず突発的に発症した急性心疾患や急性脳疾患を原因として、活動中に死亡、または活動中に発症しそのまま退院することなく30日以内に死亡した場合	50万円/1名
一般疾病弔慰金	特定疾病事故や熱中症等以外で、事故によらず突発的に発症した死亡原因が分かる疾患で、発症後24時間以内に死亡した場合	

◆◆◆傷害・疾病事故で、以下のような事故は対象外です◆◆◆

- ・天災による事故
- ・対象者の故意または重大な過失による事故
- ・対象者の自殺行為, 犯罪行為または闘争行為による事故
- ・対象者の酒気帯び運転や無資格運転等の交通違反により生じた事故
- ・対象者の心神喪失による事故
- ・危険度の高い運動や事業による事故
- ・医学的な他覚所見のない, むちうち症や腰痛
- ・スポーツ活動を目的とした団体が行う練習や試合により生じた事故
- ・学校管理下の児童生徒の活動による事故
- ・保険契約に適用される保険約款に定める免責事項に該当する事故

など

③賠償責任事故

対象者の過失により他者に怪我を負わせたり, 他者のものを壊したりしたことで, 法律上の損害賠償責任を負う場合

補償の種類	補償限度額	生産物事故にかかる補償限度額
対人賠償 (免責:5千円)	1億円/1名 3億円/1事故	1億円/1名 3億円/1事故 ※補償適用期間中において3億円を上限とする。
対物賠償 (免責:5千円)	1000万円/1事故	1000万円/1事故 ※補償適用期間中において3億円を上限とする。
保管者賠償 (免責:5千円)	500万円/1事故 ※補償適用期間中において500万円を上限とする。	
個人行為賠償 (免責:0円)	2億円/1事故	2億円/1事故

◆◆◆賠償責任事故で、以下のような事故は対象外です◆◆◆

- ・天災による事故
- ・対象者の故意による事故
- ・対象者と同一の世帯に属し, または同居する親族に対する事故
- ・対象者が所有, 使用または管理する車両による事故
- ・狩猟(わなを含む)による事故
- ・学校管理下の児童生徒の活動による事故

3 もしも事故が起きてしまったら？

万が一、まちづくり活動中に
事故が起きてしまったら、まずは御一報を！

①いつ ②どこで ③だれが ④だれを ⑤どうして ⑥どうなったか

を関係各課または地域協働課に電話等で連絡してください。

物損事故の場合は
現場写真を複数枚
残しておいてください！

事故発生日を含み **14** 日以内に団体代表者が
事故報告書を提出してください。

提出先 市関係各課 または 地域協働課
提出書類 まちづくり活動補償制度事故報告書(様式が決まっています)
その他提出が必要な書類
・ 団体の概要が把握できるもの(会則や規約など)
・ 当日の参加者名簿
・ 当日の事業の内容がわかるもの(チラシなど)
・ 物損事故の場合は、損害の程度を証明する写真 など

事故内容を審査します。

提出された書類に基づき、まちづくり活動中の事故であるかどうか、制度に該当するかを審査します。制度に該当する事故として認定された場合、補償金請求書等を送付します。制度に該当しない場合は、その旨を御連絡します。

補償金等請求書を提出していただきます。

市から保険会社に保険金請求を行います。

保険会社は、請求者が指定した金融機関の口座に補償金を振り込みます。